



建 第 3 9 3 号 の 3  
令 和 6 年 6 月 2 7 日

新潟県被災建築物応急危険度判定協議会  
会員団体 各位

新潟県被災建築物応急危険度判定協議会会長  
(新潟県土木部都市局建築住宅課長)

令和6年度新潟県被災建築物応急危険度判定士養成講習会の開催  
について (通知)

大規模な地震により被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全を確保することを目的とする被災建築物応急危険度判定の判定士を養成するため、建築士等の建築技術者を対象とした被災建築物応急危険度判定士養成講習会を別紙のとおり開催しますので、お知らせします。

なお、新規受講者だけでなく、既に判定士として認定されている方も受講可能ですので、貴団体会員に広く周知くださるようお願いいたします。

**【担当】**

新潟県土木部都市局建築住宅課  
建築指導係 主任 鈴木

TEL : 025-280-5461 (直通)

Email : ngt160030@pref.niigata.lg.jp

# 令和6年度新潟県被災建築物応急危険度判定士養成講習会の開催について

## 1 講習会の目的

地震により被災した建築物は、余震による倒壊等の被害から人命に関わる二次災害を生じさせる恐れがあります。そこで新潟県では、余震による二次災害を防止するため、地震直後に建築物の危険性を判定する被災建築物応急危険度判定士を養成し、震災時における応急危険度判定活動の実施に備えています。

ついては、今年度も、被災建築物応急危険度判定士として登録するために必要な養成講習会を開催しますので、この機会に受講し、判定士として登録くださいますようお願いいたします。

また、既に判定士として認定されている方も、判定技術の維持向上のために、本講習会を受講することができます。

## 2 認定と登録

新規に受講される方（本養成講習会で判定士になられる方）には、当日受講後に認定証を交付するとともに、新潟県の被災建築物応急危険度判定士名簿に登録いたします。今後、大規模な地震が発生し、判定活動を行う場合には、被災建築物応急危険度判定士としてご協力をお願いします。

## 3 受講資格

新潟県内に在住あるいは在勤している次の①～③のいずれかに該当する方

- ① 建築士法第2条に規定する建築士（一級、二級、木造）の資格を有している方
- ② 3年以上の実務経験を有する地方公共団体の土木・建築関係職員
- ③ 建築構造に関して、優れた知識・技能を有する方（大学の研究者等）

※ 既に判定士として認定されている方も受講可能です。

## 4 受講料・テキスト代 無料

## 5 開催日時・会場

会場	開催日時	会場（住所）	定員
新潟会場	令和6年9月6日（金） 13:15～16:00	新潟県自治会館別館3階 第1研修室 （新潟市中央区新光町4番地1）	48人
長岡会場	令和6年9月11日（水） 13:15～16:00	長岡地域振興局会議室棟2階 中会議室 （長岡市沖田2丁目173番地2）	50人

※ 申込みは、定員になり次第締め切らせていただきます。

## 6 申込書類及び方法

### 新規に受講される方

#### 【申込書類】

- ① 新潟県被災建築物応急危険度判定士養成講習会申込書
- ② 新潟県被災建築物応急危険度判定士認定申請書（第1号様式）
- ③ 建築士免許証の写し1枚（建築士の資格により受講する方）
- ④ 写真2枚（縦4cm×横3cm、6か月以内に撮影、無帽、上半身、無背景、カラー）  
※ 写真の裏面に氏名を記載してください。（2枚とも）  
※ 写真は1枚を上記②の申請書に貼り付け、1枚は同封してください。

#### 【申込方法】

紙で申し込む場合：申込書類①～④を郵送又は持参してください。

電子で申し込む場合：②～④について、以下のURLから認定申請してください。

その場合、①はメール又はFAXしてください。

[https://s-kantan.jp/pref-niigata-u/offer/offerList\\_detail.action?tempSeq=1732](https://s-kantan.jp/pref-niigata-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=1732)  
（新潟県電子申請システム — 新潟県被災建築物応急危険度判定士 認定申請）



既に判定士として認定されている方

【申込書類】

① 新潟県被災建築物応急危険度判定士養成講習会申込書

【申込方法】

申込書類①をメール又はFAXしてください。

7 申込書類の入手方法

上記①及び②の申込書類は下記より入手できます。

- ・ 新潟県建築住宅課ホームページ <http://www.pref.niigata.lg.jp/jutaku/>
- ・ 新潟県地域振興局地域整備部建築課  
(新潟田、新潟、三条、長岡、南魚沼、上越、佐渡地域振興局のみ)
- ・ 市町村建築関係課

8 申込先等

申込先	申し込み期限
住所：〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1 新潟県土木部都市局建築住宅課建築指導係 メール：ngt160030@pref.niigata.lg.jp FAX：025-285-6840	【新潟会場】【長岡会場】共 令和6年8月28日(水)必着

9 受講証

申込書に受付印を押印したものが受講証となります。申込書類を持参された方にはその場でお渡しします。郵送又はFAXで申し込みされた方には、後日FAX又はメールでお送りしますので、講習会当日に持参し、受付にお渡しください。

※行政職員の方は受講証が発行されませんので、持参不要です。

10 持ち物

受講証、筆記用具

11 駐車場

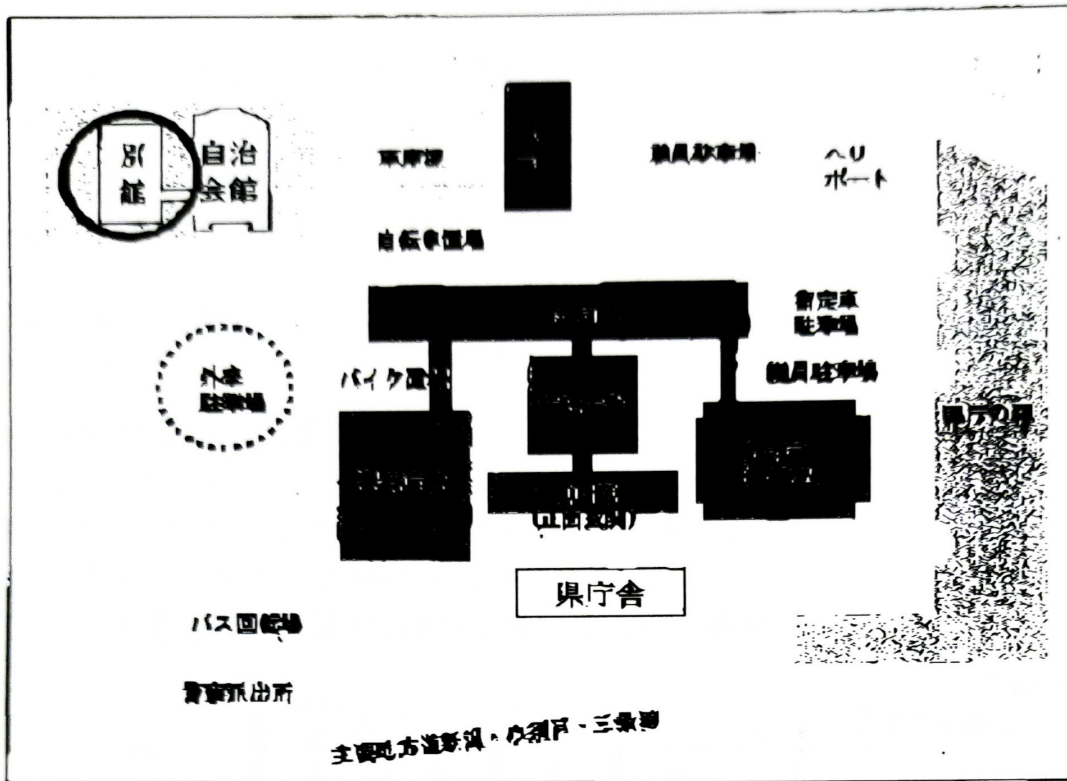
	駐車場	駐車料金
新潟会場	県庁外来駐車場をご利用ください。 当日は混雑が予想されるので、なるべく公共交通機関をご利用ください。	無料
長岡会場	長岡地域振興局駐車場をご利用ください。 当日は混雑が予想されるので、なるべく公共交通機関をご利用ください。	無料

12 お問い合わせ先

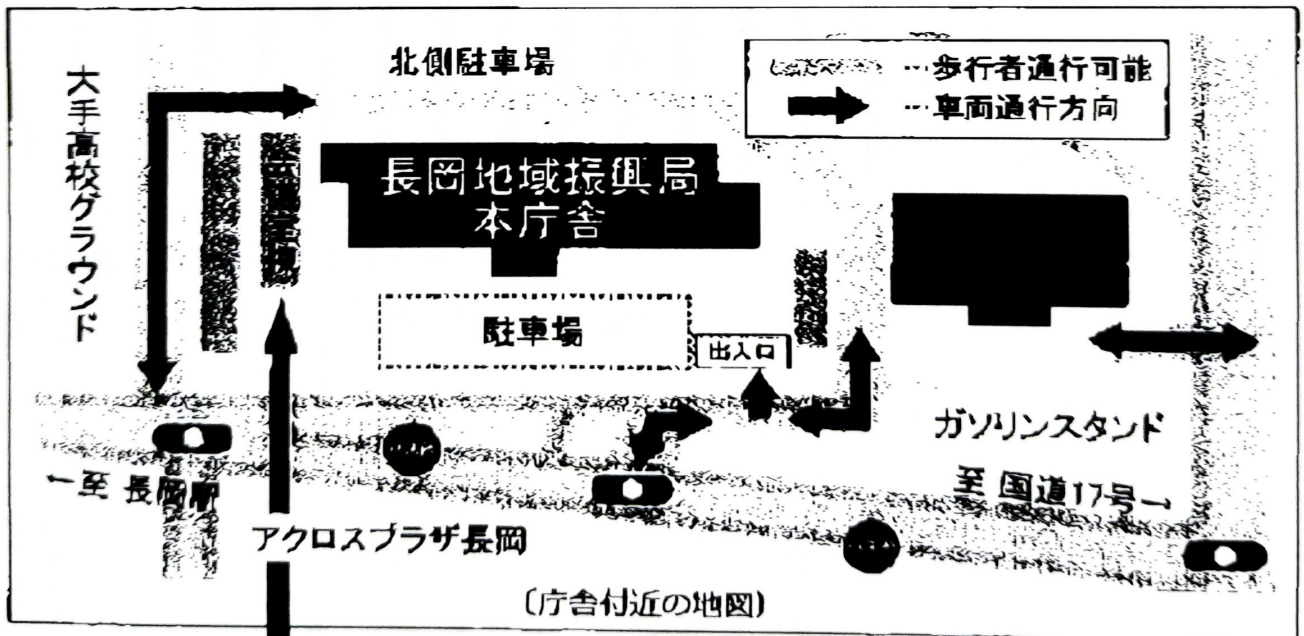
新潟県土木部都市局建築住宅課建築指導係 鈴木  
TEL：025-230-5461 (直通)  
メール：ngt160030@pref.niigata.lg.jp

会場地図

○ 令和6年9月6日(金)新潟会場(新潟県自治会館別館3階 第1研修室)



○ 令和6年9月11日(水)長岡会場(長岡地域振興局会議室棟2階 大会議室)



本庁舎とは別棟の会議室棟2階 大会議室になりますのでご注意ください。

令和6年度 新潟県被災建築物応急危険度判定士養成講習会 申込書

ふりがな		
名前		
判定士認定番号 <sup>※1</sup>		
受講希望会場 (いずれかに○を付けてください)	新潟会場 (9/6)	
	長岡会場 (9/11)	
連絡先電話番号		
受講証返信先 <sup>※2</sup>	F A X	
	メールアドレス	

※1：既に判定士の資格をお持ちの方は記入してください。

※2：受講証を送付しますので、FAXまたはメールアドレスのいずれかを記入してください。

----- (切り離さないでください) -----

以下は記入しないでください。

受 講 証	受付番号：
講習日： 講習時間： 講習会場：	受 付 印

★受付済の受講証を当日会場へご持参ください。

(※県及び市町村職員の方は、受講証が発行されませんので、持参不要です。)



# 判定士の推移等と能登半島地震での活動状況について

## (1) 被災建築物応急危険度判定士養成講習会

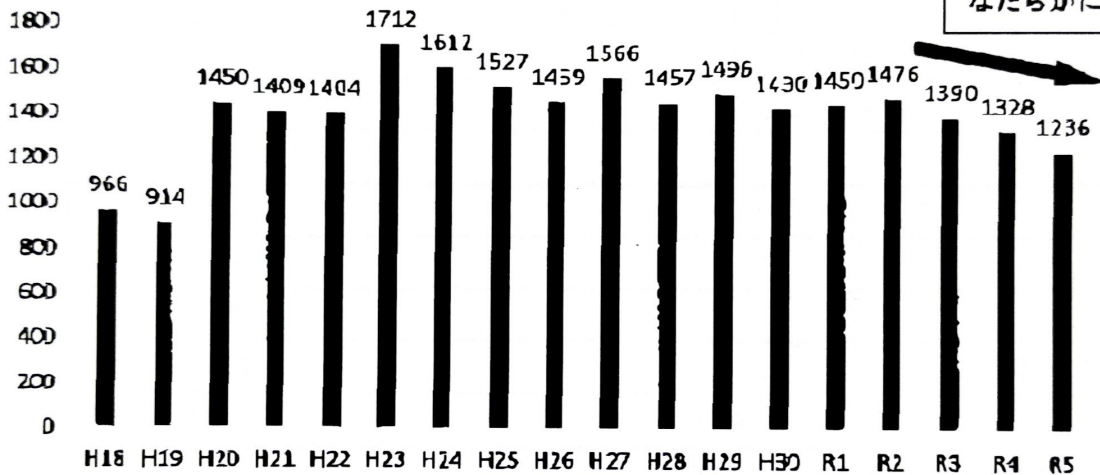
- 令和6年度は県内2会場で開催予定。

	開催日	会場	定員
新潟会場	令和6年9月6日(金)	新潟県自治会館 別館3階 第1研修室	48名
長岡会場	令和6年9月11日(水)	長岡地域振興局 会議室棟2階 大会議室	50名

## (2) 被災建築物応急危険度判定士の推移

- 登録者数は、1,236名(内、行政判定士数556名)(令和6年4月1日現在)
- 目標登録者数は、2,000人(ただし、現状を踏まえ、当面は1,500人維持が目標)  
(新潟県被災建築物応急危険度判定業務マニュアルより)

判定士の推移(H18～)※登録はH8～開始



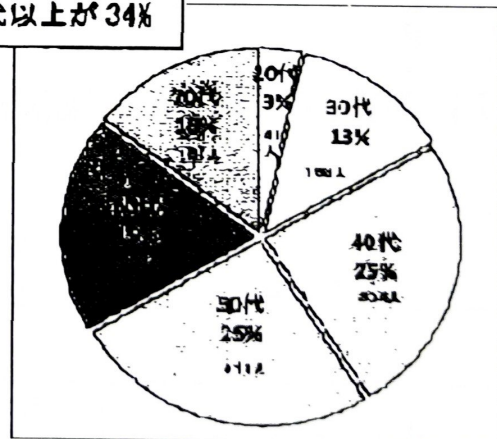
## (3) 被災建築物応急危険度判定士の年代別内訳

年代(詳細)	人数	年代	人数
20~24	6	20代	41
25~29	35		
30~34	65	30代	163
35~39	98		
40~44	132	40代	304
45~49	172		
50~54	180	50代	314
55~59	134		
60~64	118	60代	233
65~69	115		
70~74	127	70代	181
75~	54		

計 1,236

平均年齢 53歳

60代以上が34%



近年は、判定士の減少と高齢化が課題となっています！  
是非、若い技術者への周知をお願いします！

#### (4) 能登半島地震での活動状況

##### ア 概況

地震発生翌日の令和6年1月2日から11日まで行った。

方針	実施市町村	判定期間
点的調査 (市内全域のうち、市に相談のあった建物のみ選定)	新潟市	10日間(1月2日から11日)
	柏崎市	1日間(1月2日)
	上越市	9日間(1月2日から10日)
面的調査: (市で調査エリアを選定: 京ヶ俣地区)	糸魚川市	5日間(1月6日から10日)

##### イ 被災建築物応急危険度判定の結果

(件)

市町村名	表示ステッカーの種類			計
		要注意(黄)		
新潟市	172	769	803	1,744
柏崎市	1	8	13	22
糸魚川市	2	63	102	167
上越市	37	36	47	120
合計	212	876	965	2,053
割合	10.3%	42.7%	47.0%	100%

##### ウ 判定士数(延べ人数)

(人)

市町村名	県内判定士						合計
	応援派遣判定士				計	地元市職員	
	国	県	市町村	民間			
新潟市	6	67	92	104	269	97	366
柏崎市	0	0	0	0	0	2	2
糸魚川市	0	2	0	6	8	6	14
上越市	0	0	0	0	0	38	38
合計	6	69	92	110	277	143	420



新潟県被災建築物応急危険度判定士 認定申請書

新潟県知事

様

年 月 日

申請者氏名 \_\_\_\_\_

新潟県被災建築物応急危険度判定士の認定を受けたいので、添付書類を添えて認定書の交付を申請します。  
記載事項については事実と相違ないことを誓約します。  
また、円滑な判定を実施するために、登録事項(申請書記載事項)を新潟県被災建築物応急危険度判定協議会会員(新潟県、市町村、公益社団法人新潟県建築士会、一般社団法人新潟県建築士事務所協会、一般社団法人新潟県建築組合連合会、公益社団法人日本建築家協会関東甲信越支部新潟地域会、一般社団法人日本建築構造技術者協会関東甲信越支部JSCA新潟)及び知事が必要と認めた者へ提供することに同意します。

フリガナ※				写真貼付欄
氏名※				
性別※	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女			
生年月日(和暦)※	年    月    日			
血液型	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> O <input type="checkbox"/> AB ( <input type="checkbox"/> RH+ <input type="checkbox"/> RH- )			
自宅	郵便番号		電話番号	
	住所			
勤務先	名称		所在地	
要請連絡先※ (県等一判定士の連絡に使用します。)	メールアドレス(携帯)			
	メールアドレス(PC)			
	固定電話番号	(自宅・勤務先)		
	携帯電話番号	FAX番号		
緊急連絡先	電話番号	注) 判定士が事故等にあった場合の連絡先を記入してください。		
資格※	<input type="checkbox"/> 一般建築士 大臣登録 第 _____ 号 <input type="checkbox"/> 二級建築士 知事登録 第 _____ 号 <input type="checkbox"/> 木造建築士 知事登録 第 _____ 号 <input type="checkbox"/> その他 ( _____ )			
所属団体	申請者本人が個人又は法人の代表者等として所属している場合にチェックしてください。 <input type="checkbox"/> 公益社団法人新潟県建築士会(支部名: _____) <input type="checkbox"/> 一般社団法人新潟県建築士事務所協会 <input type="checkbox"/> 一般社団法人新潟県建築組合連合会 <input type="checkbox"/> 公益社団法人日本建築家協会関東甲信越支部新潟地域会 <input type="checkbox"/> 一般社団法人日本建築構造技術者協会関東甲信越支部JSCA新潟			
判定協力	<input type="checkbox"/> 県外・県内の判定 <input type="checkbox"/> 県内の判定			
県記入欄 (申請者は記入しないでください)	受付欄	認定欄		備考
		更新年月日		
	認定番号 第 _____ 号			

※は必須

1020001 7/210:40 P 04/05



## 新潟県被災建築物応急危険度判定士認定申請書 記入上の注意点等

### 添付書類

- 1 写真 2枚  
(写真の裏面に氏名を記載のうえ、内1枚は写真貼付欄に貼付)  
(縦4cm×横3cm、6か月以内に撮影、無帽、上半身、無背景、カラー)
- 2 建築士の免許証の写し 1枚 (建築士の資格により判定士の要件を満たす場合)
- 3 応急危険度判定に関する講習の受講修了書 (講習を修了済の場合)

### 記入上の注意点

- 1 ※は必ず記入してください。(記載する事項がない場合は空欄で結構です。)
- 2 自宅住所は、平常時、応急危険度判定に関するお知らせ等を送付する際に使用します。
- 3 勤務先の所在地は市町村名及び区名を記入してください。
- 4 要請連絡先は、災害時に県等から判定士に連絡するために使用します。可能な限り全ての項目を記入してください。
- 5 要請連絡先の固定電話番号は、日中連絡がつく番号を記入してください。
- 6 所属団体は、申請者本人が個人又は法人の代表者等として所属している場合にチェックしてください。
- 7 判定協力は、判定依頼の目安とするためのものであり、ご回答の内容に基づいて協力を義務付けたり、強制するものではありません。チェックしていただいた方には、災害時に判定の協力について、県等から連絡をします。